

**改正**

平成24年3月19日訓令第3号

平成27年3月30日訓令第2号

杵築市物品・製造等指名委員会規程

(設置)

**第1条** 杵築市が発注する物品の購入、製造の請負及び業務委託（建設コンサルタント業務及び森林整備業務を除く。）等の指名競争入札、随意契約等の適正な執行を期するため、杵築市物品・製造等指名委員会（以下「指名委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

**第2条** 指名委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 指名競争入札に参加する者の資格の審査に関する事項
- (2) 1件につき予定価格が1,000万円以上の物品の購入、製造の請負及び業務委託等について指名競争入札に付する場合の業者の選考に関する事項
- (3) 前2号に定めるもののほか、市長が必要と認める事項

2 前項の規定にかかわらず、次の場合には原則として委員会の審査を要しないものとする。

- (1) 国、地方公共団体その他の公法人若しくは公益法人又はこれらに準ずる者と契約を結ぶとき。
- (2) 市長が特に認めるもの

(委員)

**第3条** 指名委員会の委員は、副市長、財政課長、教育総務課長、上下水道課長、耕地水産課長、建設課長及び当該担当課長の職にある者をもって充てる。

(委員長)

**第4条** 指名委員会に委員長を置き、副市長をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、契約担当課長がその職務を代理する。

(会議)

**第5条** 指名委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 会議は委員の過半数以上が出席しなければ、開くことができない。

- 3 会議の議事は、委員長が出席した委員の意見を尊重し決定する。
- 4 会議を開くいとまがないときは、議事について持回りにより審議し、決定することができる。  
ただし、予定価格が1,500万円未満のものに限る。

(指名委員会の庶務)

**第6条** 指名委員会の庶務は、契約担当課において処理する。

(秘密の保持)

**第7条** 指名業者の推薦又は選考に係る審査過程については、関係者以外の者に漏らしてはならない。

(その他)

**第8条** この規程に定めるもののほか、必要な事項は、指名委員会が定める。

#### 附 則

この訓令は、平成22年5月10日から施行する。

#### 附 則 (平成24年3月19日訓令第3号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

#### 附 則 (平成27年3月30日訓令第2号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。